

群馬大学理工学部早期卒業に関する内規

平成25. 4. 1 制定

改正 令和 3. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学学則第52条の規定に基づく、群馬大学理工学部（以下「本学部」という。）学生の早期卒業に関し必要な事項を定めるものとする。

(対 象)

第2条 本学部学生が本学部に3年以上在学し、卒業の要件として本学部が定める授業科目の単位を優秀な成績で修得したと認められる場合には、早期卒業を認めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる学生は、早期卒業の対象とならない。

- (1) 再入学、転入学又は編入学した学生
- (2) 転類した学生
- (3) 休学期間がある学生

(資 格)

第3条 次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合、早期卒業の資格を有するものとする。

- (1) 卒業の要件として本学部が定める授業科目の単位をすべて修得する見込みであること。
- (2) 次条に定める申請時期までに、各類が別に定める修得が必要な単位をすべて修得していること。
- (3) 次条に定める申請時期までの全学通算GPAが3.7以上であること。
- (4) その他各類で定める基準を満たしていること。

(申 請)

第4条 前条の資格を有し、早期卒業を希望する者は、卒業予定月の1年前に所属する学科長を経て、早期卒業申請書（別紙様式）により学部長に申請するものとする。

(資格の判定)

第5条 教授会は、早期卒業の資格の有無について審議し、判定するものとする。

(履修方法)

第6条 前条の規定により早期卒業の資格を認められた学生（以下「早期卒業対象者」という。）は、理工学部規程別表第3に定める専門教育科目の開設年次を繰り上げて履修することができる。

2 前項の早期卒業対象者は、理工学部規程第7条第2項に定める単位数の上限を超えて履修登録できる。

(学習指導等)

第7条 各類は、早期卒業対象者の授業計画及び学習指導等について、適切な措置を講ずるものとする。

(早期卒業の判定)

第8条 学部長は、早期卒業対象者が本学部が定める授業科目の単位のすべてを優秀な成績をもって修得したと認められる場合には、学長に申請することができる。

2 教授会は、前項の要件について審議し、判定するものとする。

(卒業の時期)

第9条 早期卒業の時期は、3年次の3月又は4年次の9月とする。

(雑 則)

第10条 この内規に定めるもののほか、早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の内規は、令和3年度の入学者から適用し、令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別紙様式

(元号) 年 月 日

理 工 学 部 長 殿

申請者
所 属
学籍番号
ふりがな
氏 名
類

早 期 卒 業 申 請 書

私は、群馬大学学則第52条の規定に基づく早期卒業を希望しますので、ここに申請します。

類申請許可印		
類長	教務委員	担 任

注) 申請時期は類により異なる。